（別図）

機械の安全化の手順

機械の製造等を行う者の実施事項

（１）危険性又は有害性等の調査の実施

① 使用上の制限等の機械の制限に関する仕様の指定

↓

② 機械に労働者が関わる作業における危険性又は有害性の同定

↓

③ それぞれの危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

↓

④ 適切なリスクの低減が達成されているかどうかの検討

（２）保護方策の実施

① 本質的安全設計方策の実施　（別表第２）

↓

② 安全防護及び付加保護方策の実施　（別表第３、別表第４）

↓

③ 使用上の情報の作成　（別表第５）

注文時の条件等の提示、使用後に得た知見等の伝達

使用上の情報の提供

機械の譲渡、貸与

機械を労働者に使用させる事業者の実施事項

（１）危険性又は有害性等の調査の実施

① 使用上の情報の確認

↓

② 機械に労働者が関わる作業における危険性又は有害性の同定

↓

③ それぞれの危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

↓

④ 適切なリスクの低減が達成されているかどうか及びリスク低減の優先度の検討

（２）保護方策の実施

① 本質的安全設計方策のうち可能なものの実施（別表第２）

↓

② 安全防護及び付加保護方策の実施　（別表第３、別表第４）

↓

③ 作業手順の整備、労働者教育の実施、個人用保護具の使用等

↓

機械の使用